

～児童扶養手当の受給が決定している世帯へ 二本松市社会福祉協議会からのお知らせ～



令和2年度歳末ささえ愛事業について

地域の皆さんにご協力いただき実施している「歳末たすけあい募金」から、下記対象の方へ支援金を支給することといたしました。対象となる世帯で希望される方は、必要な書類を付けて申請書の提出をお願いいたします。

- 対象者：二本松市内在住で**令和2年度**の児童扶養手当の受給が決定した世帯
(※児童扶養手当証書がご自宅に届いた世帯のうち証書の有効期限が、「令和3年3月31日」又は「令和3年10月31日」となっている世帯)

◎ただし、生活保護を受給されている世帯の方は申請いただいても、この支援金が収入とみなされ、同額分が生活保護費から減額されますので、対象外とさせていただきます。

- 申請期間：**令和2年10月21日(水)～11月26日(木) ※期限厳守**

窓口受付時間 8:30～17:15 (土・日・祝日を除く)

※郵送は申請期間最終日の郵便局の消印があるものまでを受け付けます。

※期間後の申請受付はできませんので、期間内にご提出ください。

- 提出書類：①二本松市社会福祉協議会歳末ささえ愛事業支援金申請書
②児童扶養手当証書のコピー

※申請書は二本松市社会福祉協議会(本所・支所)の窓口で配布している他、二本松市社会福祉協議会
ホームページからダウンロードすることができます。(http://nihonmatsushisyakyo.or.jp)

- 提出先：二本松市社会福祉協議会(本所・支所)窓口に持参いただくか、郵送にて関係書類をお送りください。
- 支給金額：歳末たすけあい募金の状況と申請件数等を勘案し支給金額を決定します。ただし、世帯あたり10,000円を限度とします。
(※必ずしも10,000円満額が支給されるわけではありません。)
- 支給方法：申請された方の銀行口座に振り込みいたします。

《お問い合わせ、書類提出先》

- 二本松市社会福祉協議会本所
TEL:23-8262 住所:二本松市油井字濡石1-2(二本松市安達支所内)
- 二本松市社会福祉協議会岩代支所
TEL:65-2003 住所:二本松市上長折字行部内43(岩代地域福祉センター内)
- 二本松市社会福祉協議会東和支所
TEL:66-2522 住所:二本松市針道字蔵下22(二本松市東和支所内)